

学位論文に係る評価基準

人間文化学専攻

1. 評価基準（どのような内容・体裁の論文を可とするか）

修士論文の査読等による審査は、各研究分野で設定した以下の評価基準に基づき、審査委員会（主査1名及び副査2名で構成）において行う。

（1）言語・社会文化研究分野

A. 論文

当該研究分野の修士論文は、以下に示す構成に準拠した体裁をとり、それぞれで明示した基準で、その内容を審査する。

- ① 論文題目：研究の内容を適切に表現したもので、日本語と英語で併記されていること。
- ② 序論：研究対象・目的・方法などが明確に述べられていること。
- ③ 方法：研究課題にそくして、適切な方法が採られていること。統計を用いる場合、信頼性が確保されていること。
- ④ 考察：先行研究を踏まえ適切に引用した上で、自らの考えを論理的に展開し結論が導き出されていること。
- ⑤ 結論：十分な論証を基に、明確な結論が述べられていること。
- ⑥ 参考文献：適切な文献が過不足なく引用されていること。
- ⑦ 梗概：研究の目的、方法、考察、結論などが、簡潔かつ明瞭に述べられていること。
- ⑧ その他：研究倫理が遵守されていること。

B. 口頭試問

当該研究分野の修士論文を提出した者に対して、主査（主指導教員）及び2名の副査による口頭試問を行い、以下に示す基準に基づき審査する。

- ① 修士論文の論旨が明確かつ簡潔に述べられていること。
- ② 修士論文の内容に関する審査委員の質問やコメントに対し、適切かつ明確な回答がなされること。

C. 学位論文発表会

当該研究分野の修士論文を提出した者は、公開で行われる学位論文発表会で、以下に示す基準に基づき発表を行う。

- ① 発表資料等は、その内容が理解しやすく、簡潔にまとめられていること。
- ② 発表時間内で、研究内容が十分伝わるよう、配慮されていること。
- ③ 質問に対して、適切な回答がなされること。

(2) 栄養科学・健康管理科学研究分野

A. 論文

当該研究分野の修士論文は、独創性や新規性、有用性などの観点で学術的価値を有するものとし、併せて、以下に示す構成に準拠した体裁を備えるものとし、各構成要素（項目）において示した基準で、その内容を審査する。

- ① 論文題目：研究の内容を適切に表現したもので、日本語と英語で併記されていること。
- ② 抄録：研究の背景・目的，方法，結果，考察，結論が，簡潔かつ明瞭に述べられていること。
- ③ 緒言（背景・目的）：研究目的に至る背景が述べられており，研究目的が明確にされていること。
- ④ 方法：対象，手順，測定，データ分析などが，将来，再現できるよう，明確かつ具体的に述べられていること。
- ⑤ 結果：適切な図表を用いて，示されていること。
- ⑥ 考察（議論）：研究結果を踏まえて，先行研究の結果を適切に引用し，結論に至る一貫した考察がなされていること。
- ⑦ 結論：結果の要約とその考察，また研究の意義が明示されていること。
- ⑧ 参考文献：適切な文献が引用されていること。
- ⑨ その他：研究倫理が遵守されていること。

B. 口頭試問

当該研究分野の修士論文を提出した者に対して、「C. 学位論文発表会」の場で、主査（主指導教員）及び2名の副査による口頭試問を行い、以下に示す基準に基づき審査する。

- ① 発表が、「C. 学位論文発表会」に示す基準に基づいて行われていること。
- ② 修士論文の内容に関する審査委員の質問やコメントに対し、適切かつ明確な回答がなされること。

C. 学位論文発表会

当該研究分野の修士論文を提出した者は、公開で行われる学位論文発表会で、以下に示す基準に基づき発表を行う。

- ① 発表資料，視聴覚映像等は，その内容が理解しやすく，簡潔にまとめられていること。
- ② 発表時間内で，研究内容が十分に伝わるよう，配慮されていること。
- ③ 質問に対して，適切な回答がなされること。

2. 学生に対する周知

(1) 言語・社会文化研究分野／(2) 栄養科学・健康管理科学研究分野 共通

入学時のオリエンテーションにおいて、「県立広島大学大学院総合学術研究科人間文化学専攻 修士論文審査及び最終試験実施要領」(平成19年4月1日 大学要領第6号)及び上記1.の「評価基準」を書面で配布し、説明している。具体的な手続きについては、各締め切り期日の2～4週前に当該院生へメールで、院生室へは掲示するとともに、指導教員を通じて周知を徹底している。

3. 審査体制の構築

(1) 言語・社会文化研究分野／(2) 栄養科学・健康管理科学研究分野 共通

平成29年度から導入した複数教員による指導体制(主指導教員・副指導教員)のもと、公開発表会を実施するとともに、主査(主指導教員)1名と副査2名からなる審査委員会を設け、審査結果を専攻会議で報告・審議・承認することとしている。さらに、その合否案は専攻長を経て研究科委員会に諮り、審議・承認に至る体制を整えている。

4. 根拠資料・データ

- ① 学位論文に係る評価基準、審査手続き等：今回提出資料。
- ② 学位論文に係る評価基準、審査手続き等を学生に周知していることを示すもの：今回提出資料、オリエンテーション時の配布資料、および大学 wiki「県立広島大学大学院総合学術研究科人間文化学専攻 修士論文審査及び最終試験実施要領」(平成19年4月1日 大学要領第6号)第6条、第7条に記載。
- ③ 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料：学生便覧(「県立広島大学学位規程」第4条・第5条、大学 wiki「県立広島大学大学院総合学術研究科人間文化学専攻 修士論文審査及び最終試験実施要領」(平成19年4月1日 大学要領第6号)第5条に記載。
- ④ 審査及び試験に合格した学生の学位論文：指導教員の手元に保管している。